

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 10 計算書類の留意点

1. 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に関する有価証券報告書と計算書類の主な相違点

(1) 会計方針の変更に関する注記

有価証券報告書では、「前事業年度の期首における純資産額に対する影響額」を記載する場合がありますが、計算書類では、「前事業年度の期首における純資産額に対する影響額」も「当事業年度の期首における純資産額に対する影響額」に含めて記載します。

また、有価証券報告書では、「主な科目に対する影響額」を記載しますが、計算書類では必要ありません。

さらに、有価証券報告書では、会計方針の変更による「1株当たり情報に対する影響額」についても記載しますが、計算書類では必要ありません。

(2) 未適用の会計基準等に関する注記

有価証券報告書では、重要性が乏しい場合を除き、「未適用の会計基準等に関する注記」を記載する必要がありますが、計算書類では必要ありません。

2. 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書のスタートは、基本的に「前期末残高」ではなく、「当期首残高」として表示する必要があります。

3. 法人税の税率変更

平成23年12月2日に法人税法の改正により法人税率が引下げられています。

会社計算規則107条の税効果会計に関する注記において、税率変更の注記は求められておりません。

ただ、同116条のその他の注記において、会社及び企業集団の財産又は損益の状態を

正確に判断するために必要な場合、注記を求めています。

税率変更によって、財産又は損益の状態に重要な影響がある場合は、注記の検討が必要です。

4. 1株当たり情報

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」が改正され、当事業年度及び当事業年度の末日後に株式併合又は株式分割を行った場合、当事業年度の期首に株式併合又は株式分割を行ったと仮定して、1株当たり情報を算定する必要があります。なお、この改正は、**会計方針の変更として取り扱われます。**

(2012/4/27号より)